

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額の上上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均3,722円(0.98%)

給料 3,102円

はね返り 620円

※1 初任給について、民間企業及び国における初任給の動向等を踏まえて引上げを行う。

※2 若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の上上げを行う。

2 諸手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

			年間支給月数		
			現行	令和5年度(案)	令和6年度以降(案)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	管理職員 以外の職 員	期末手当	2.40	2.40(—)	2.40(—)
		6月	1.200	1.200(—)	1.200(—)
		12月	1.200	1.200(—)	1.200(—)
		勤勉手当	2.15	2.25(+0.10)	2.25(+0.10)
		6月	1.075	1.075(—)	1.125(+0.050)
	12月	1.075	1.175(+0.100)	1.125(+0.050)	
	合計	4.55	4.65(+0.10)	4.65(+0.10)	
	管理職員	期末手当	2.00	2.05(+0.05)	2.05(+0.05)
		6月	1.000	1.000(—)	1.025(+0.025)
		12月	1.000	1.050(+0.050)	1.025(+0.025)
勤勉手当		2.55	2.60(+0.05)	2.60(+0.05)	
6月		1.275	1.275(—)	1.300(+0.025)	
12月	1.275	1.325(+0.050)	1.300(+0.025)		
合計	4.55	4.65(+0.10)	4.65(+0.10)		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	管理職員 以外の職 員	期末手当	1.35	1.35(—)	1.35(—)
		6月	0.675	0.675(—)	0.675(—)
		12月	0.675	0.675(—)	0.675(—)
		勤勉手当	1.05	1.10(+0.05)	1.10(+0.05)
		6月	0.525	0.525(—)	0.550(+0.025)
	12月	0.525	0.575(+0.050)	0.550(+0.025)	
	合計	2.40	2.45(+0.05)	2.45(+0.05)	
	勤務職 員	期末手当	1.15	1.175(+0.025)	1.175(+0.025)
		6月	0.575	0.575(—)	0.5875(+0.0125)
		12月	0.575	0.600(+0.025)	0.5875(+0.0125)

	管理職員	勤勉手当	1. 2 5	1. 2 7 5 (+0. 0 2 5)	1. 2 7 5 (+0. 0 2 5)
		6月	0. 6 2 5	0. 6 2 5 (——)	0. 6 3 7 5 (+0. 0 1 2 5)
		12月	0. 6 2 5	0. 6 5 0 (+0. 0 2 5)	0. 6 3 7 5 (+0. 0 1 2 5)
		合計	2. 4 0	2. 4 5 (+0. 0 5)	2. 4 5 (+0. 0 5)

※ 令和5年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

[参考] 期末・勤勉手当の年間支給月数

・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

4. 5 5月 → 4. 6 5月 (+0. 1 0月)

・定年前再任用短時間勤務職員

2. 4 0月 → 2. 4 5月 (+0. 0 5月)

3 施行期日等

(1) 給料表並びに本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 公布の日

※ 給料表の改定は、本年4月1日から適用する。

(2) 令和6年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 令和6年4月1日